

少年非行の概要（2017年 犯罪白書2018年版より）

2019年1月26日作成

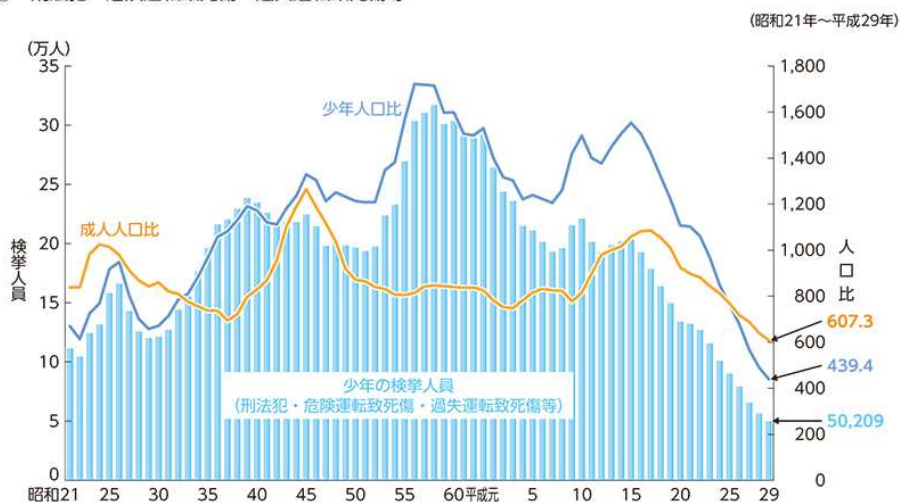
1 少年刑法犯等の検挙人員

少年非行¹の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年による刑法犯等の検挙人員をまとめた図1をみよう。

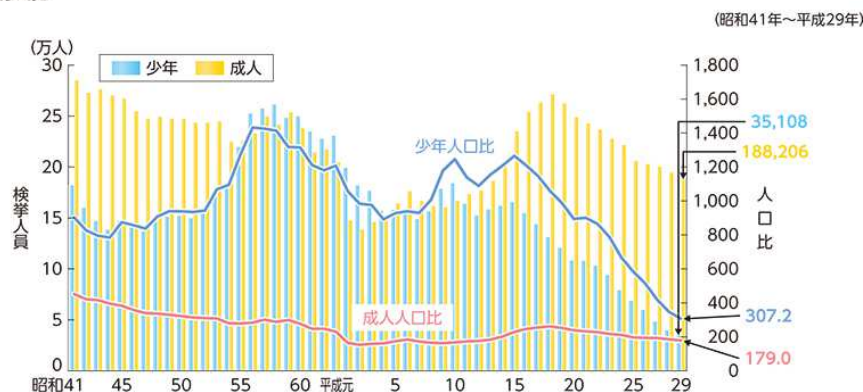
図1（犯罪白書 2018年版 3-1-1-1 図）少年刑法犯の検挙人員・人口比

3-1-1-1図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。
 6 ②において、平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

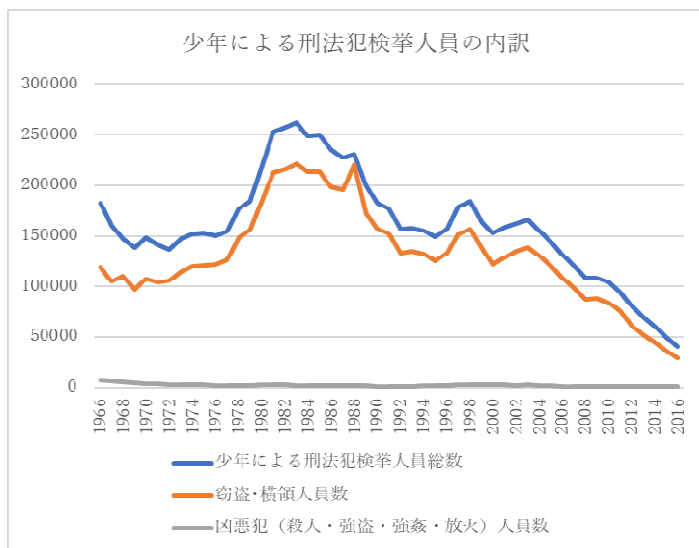
2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

- ・少年非行の大部分は窃盗・横領
- ・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

¹ 「非行」という概念は少年法3条の対象である「犯罪少年」「触法少年」「虞犯少年」を総称したもの。少年法は「犯罪」といわず「非行」という。もっともこの資料は主に警察の統計であり、「虞犯」は入っていない。

図2 少年による刑法犯検挙人員の内訳

（暦年の犯罪白書より作成・・・ただし 2015年版まで「少年による一般刑法犯検挙人員」という表記で数値が出されていた）【※凶悪犯＝殺人・強盗・強姦・放火（未遂含む） なお、犯罪白書 2018年版より「強姦」が「強制性交等」に変わる】



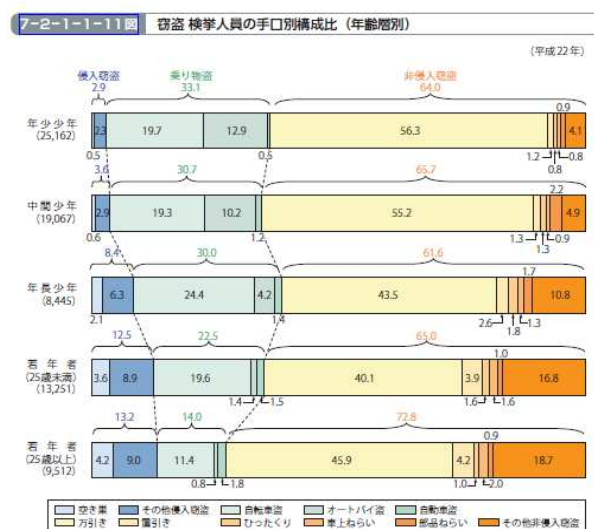
1966年から2017年まで総数 100%
 内、窃盗・横領人員
 （1966年 66.3% → 2017年 70.5%）
 内、凶悪犯
 （1966年 3.8% → 2017年 1.5%）

総数 100%中、少年による刑法犯検挙人員に占める凶悪犯の割合は（1966年 3.8% → 2017年 1.5%）である。窃盗・横領（ほぼ占有離脱物横領）の割合は（1966年 66.3% → 2017年 70.5%）である。

少年による刑法犯検挙人員は、窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右される。

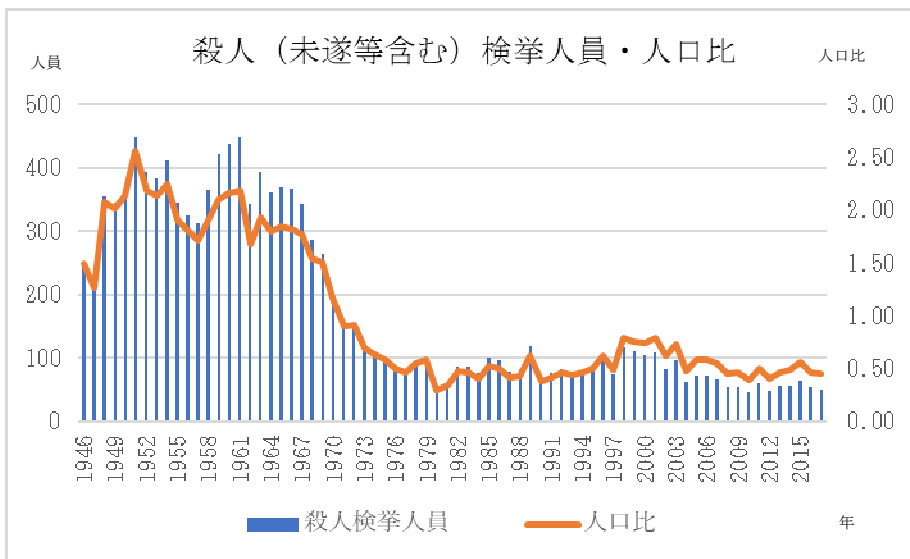
図3（犯罪白書（2011年版 7-2-1-1-11 図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

図3



3 凶悪化はあるのか

図4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・人口比は10歳以上の少年10万人当たりの数値



4 低年齢化はあるのか

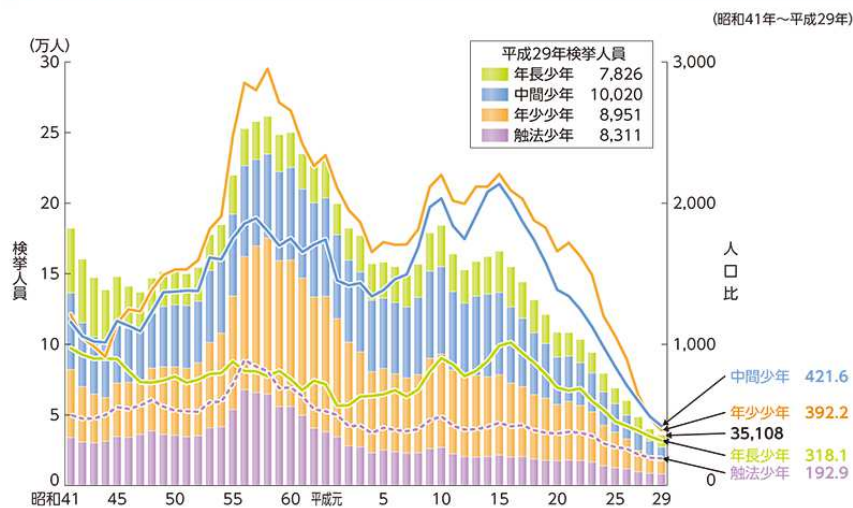
人

（1）刑法犯検挙人員の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、下記図7、表1も参照のこと

図5（犯罪白書 2018年版 3-1-1-2 図）

3-1-1-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、捕縛人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（捕縛）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

（2）非行のピーク

非行のピークは、以前は14歳だった。だが近年はそのピークがずれてきており、15、6歳がピークになっていたが、最新データでは再び14歳（図6 犯罪白書 2018年版 3-1-1-3 図）がピークに。

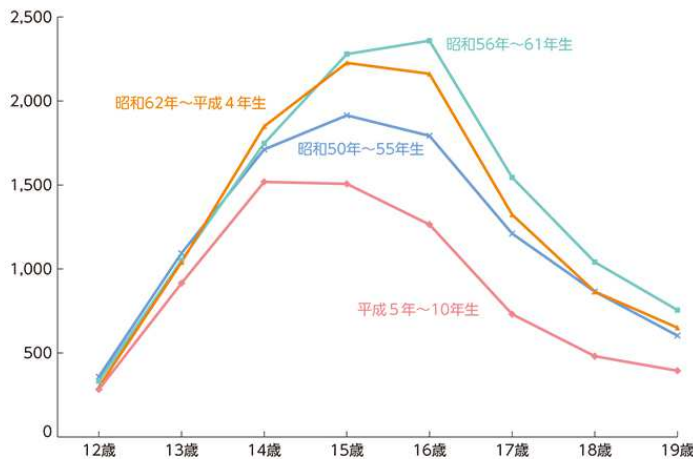
1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに（犯罪白書 2018年版の3

－1－1－5 図・・・図7）。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが、依然高校生がトップ（表1 ただし、これらには触法少年が入っていない）

だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている（図6）。

図6

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移

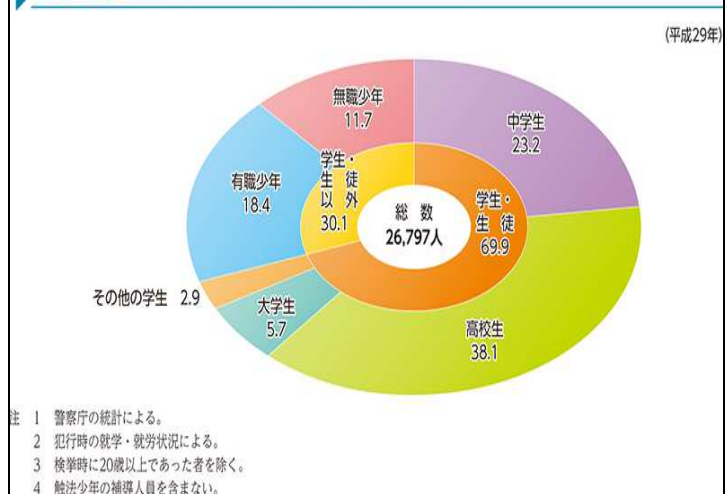


いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている

注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいい、平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。

図7

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。

表1 少年による刑法犯検挙人員の就学就労状況別構成比（暦年の犯罪白書より作成）

年	総数（人）	中学生（%）	高校生（%）	大学生（%）	その他の学生（%）	有職少年（%）	無職少年（%）
2005	123,715	27.8	43.3	4.6	3.4	9.1	11.9
2006	112,817	27.9	42.4	5.2	3.2	9.8	11.6
2007	103,224	29.6	41.4	5.2	2.8	10.2	11.0
2008	90,966	31.0	39.8	5.0	2.5	10.7	11.0
2009	90,282	33.2	38.6	4.8	2.2	9.2	11.9
2010	84,846	32.8	39.5	4.9	2.3	9.1	11.4
2011	77,696	33.1	39.0	4.7	2.3	9.5	11.4
2012	65,448	31.9	38.4	4.7	2.5	11.1	11.3
2013	56,469	32.7	37.2	4.2	2.3	12.3	11.2
2014	46,361	31.8	36.6	4.3	2.7	14.1	10.5

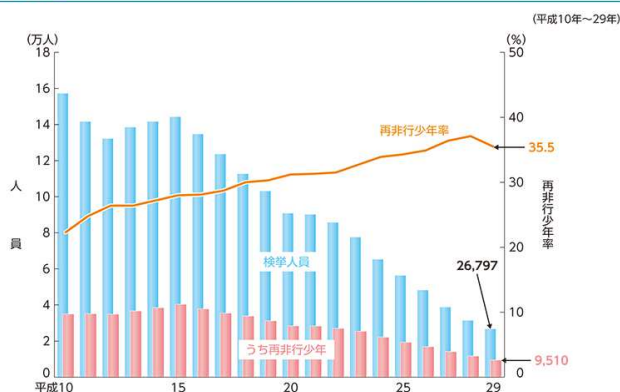
2015	38,921	28.1	37.7	4.9	2.5	15.9	10.9
2016	31,516	25.3	37.8	5.3	2.8	17.5	11.2
2017	26,792	23.2	38.1	5.7	2.9	18.4	11.7

*この表には触法少年が入っていないので、触法少年を加えると中学生の非行はもっと多い。

5 再非行少年率は？

図8 犯罪白書 2018年版 5-1-5-1 図より

5-2-5-1 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注
- 1 警察庁の統計による。
 - 2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であったものを除く。
 - 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 - 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 - 5 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯における検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

・・昨今「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されることがあるが、少年全体の犯率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しており、そのなかで再非行の少年の占める比率が増えているだけでことである。